

## 国立研究開発法人森林研究・整備機構入札監視委員会設置要領

平成20年12月10日

20森林総研第1167号

最終改正 31.4.19(31森林機構第011601号)

### (目的)

第1条 この要領は、国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程（13森林総研第86号。以下「契約事務取扱規程」という。）第5条の2の規定に基づき設置する国立研究開発法人森林研究・整備機構入札監視委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領における用語の定義は、契約事務取扱規程に定めるところによる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員3名以上をもって組織する。

- 2 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、かつ、公正中立の立場を堅持できる者の中から理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に、委員長を置く。
- 6 委員長は、委員の互選により選出する。
- 7 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

### (所掌事務)

第4条 委員会は、理事長の要請に基づき、理事長等が発注した工事及び測量・建設コンサルタント等業務（工事にあつては予定価格が250万円を超えないもの及び測量・建設コンサルタント等業務にあつては予定価格が100万円を超えないもの並びに機構の行為を秘密にする必要があるものを除く。）に関し、入札及び契約手続きの運用状況について理事長等から以下の項目による報告を受け、当該運用状況について調査審議する。

### 工事

#### (1) 一般競争方式の場合

- ア 工事名
- イ 工事概要
- ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
- エ 競争参加業者数
- オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
- カ 入札経緯及び結果の説明

#### (2) 公募型及び工事希望型の指名競争方式の場合

- ア 工事名

- イ 工事概要
  - ウ 工事のランク
  - エ 公募参加業者数（工事希望型にあつては、技術資料の提出を要請した業者数）
  - オ 技術資料を提出した業者の中から指名業者を指名した考え方の説明（工事希望型にあつては、技術資料の提出を要請した業者を選定した考え方の説明を含む。）
  - カ 入札経緯及び結果の説明
- (3) (2) 以外の指名競争方式の場合
- ア 工事名
  - イ 工事概要
  - ウ 工事のランク
  - エ 指名業者数
  - オ 対象ランクの業者の中から指名業者を指名した考え方の説明
  - カ 入札経緯及び結果の説明
- (4) 随意契約の場合
- ア 工事名
  - イ 工事概要
  - ウ 随意契約にした理由
  - エ 契約業者名
  - オ 契約価格
- なお、抽出事案については、当該工事の施工体系図及び下請代金額が明記されているものを資料として提出すること。

#### 測量・建設コンサルタント等業務

- (1) 一般競争方式の場合
- ア 業務名
  - イ 業務概要
  - ウ 競争参加資格及びその資格をどのように設定したかの説明
  - エ 競争参加業者数
  - オ 競争参加資格がないと認めた業者がいた場合は、その理由の説明
  - カ 入札経緯及び結果の説明
- (2) 指名競争方式の場合
- ア 業務名
  - イ 業務概要
  - ウ 指名業者を指名した考え方
  - エ 入札経緯及び結果の説明
- (3) 随意契約の場合
- ア 業務名
  - イ 業務概要
  - ウ 随意契約にした理由
  - エ 契約業者名
  - オ 契約価格

(委員会の開催)

第5条 前条に掲げる事務に係る委員会は、必要に応じて年1回以上開催するものとし、理事長が招集する。

2 委員会は、非公開とする。

(意見の具申又は勧告)

第6条 委員会は、審議の結果、報告があった運用状況の内容、審査した対象工事に係る理由若しくは経緯等について、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要に応じて、理事長に対し意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 理事長は、委員会から意見の具申又は勧告を受けたときは、当該事案に係る理事長等にその改善等の措置を命ずるものとし、当該理事長等は、講じた措置について、理事長に報告するものとする。この場合において、理事長は、当該理事長等が講じた措置について、委員会に報告するものとする。

3 委員会は、第1項の意見の具申又は勧告を行った場合において、必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

(委員会への運用状況等の報告)

第7条 理事長等は、第4条の報告を行う場合には、委員会開催日の前々月以前に発注した工事及び測量・建設コンサルタント等業務について次に掲げる書面を提出して行うものとする。

- 一 発注した工事については、発注工事一覧表（総括表）（別紙様式1-1）及び入札方式別発注工事一覧表（別紙様式1-2（その1）及び（その2））
- 二 発注した測量・建設コンサルタント等業務については、発注業務一覧表（総括表）（別紙様式2-1）及び入札方式別発注業務一覧（別紙様式2-2）
- 三 談合情報等への対応状況（様式は、任意とする。）

(守秘義務)

第8条 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第9条 委員会に関する事務は、森林総合研究所監査室が行う。

ただし、委員会における契約案件に関する説明等は、当該契約案件の担当組織長等が行うものとする。

(公表)

第10条 理事長は、次に掲げる事項について、これを公表する。

- 一 委員の構成
- 二 審議に係る議事の概要

附 則

この要領は、平成20年12月10日から施行する。

附 則 （平成26年3月31日 25森林総研第1457号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年7月11日 26森林総研第469号）  
この要領は、平成26年7月11日から施行する。

附 則 （平成27年3月31日 26森林総研第1472号）  
この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月31日 28森林総研第1744号）  
この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年4月19日 31森林機構第011601号）  
この要領は、平成31年5月1日から施行する。

